

## 幕別町地域材利用推進方針

幕別町地域材利用推進方針（以下「推進方針」という。）は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、北海道地域材利用推進方針に即して策定するものであり、北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材（以下「地域材」という。）の利用の促進を図るため、公共建築物（法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物をいう。）及び公共土木工事（以下「公共建築物等」という）などにおける地域材の利用の促進に関する基本的方向等を定めるものである。

### 第1 公共建築物等における地域材の利用の促進の基本的方向

#### 1 公共建築物等における地域材の利用の促進の基本的方向

公共建築物の整備においては、過去、国の施策によって森林資源の枯渇への懸念や不燃化の徹底等から木材の利用が抑制された時期があり、現在に至っても木材の利用は低位にとどまっている。

このため、非木造化を指向してきた過去の考え方を抜本的に転換し、公共建築物については可能な限り木造化や内装等の木質化（注）を図るとともに、公共土木工事においても地域材の利用を図るとの考え方の下で、以下の基本的方向に沿って公共建築物における地域材の利用の促進を図るものとする。

#### （1）町の役割

町は、自ら率先してその整備・施工する公共建築物における地域材の利用に努めるとともに、推進方針に基づく公共建築物等における地域材の利用の促進に向けた取組や効果等についての情報発信を行うとともに、地域材の利用の促進に向けた課題について分析を行い、公共建築物等及び民間建築物などの建築物等における地域材の利用のより効果的な促進を図るものとする。

また、上記の分析結果や情勢の推移等を踏まえ、必要に応じて、推進方針を変更し、これを公表するものとする。

さらには、関係機関と連携しながら地域材の利用に取り組みやすい体制整備に努めるものとする。

#### （2）関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携

町以外の者であって公共建築物を整備する者、土木工事を実施する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、本推進方針を踏まえ、町が実施する

施策に協力して、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら、公共建築物における地域材の利用の促進及び公共建築物等の整備・施工の用に供する地域材の適切な供給の確保に努めるものとする。

### (3) 地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

公共建築物における地域材の利用の促進に当たっては、地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要であることから、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、町が講ずる関連施策に協力しつつ、森林計画制度等に従った伐採及び伐採後の再生林等の適切な森林施業の確保並びに合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号。以下「クリーンウッド法」という。）第 2 条第 2 項に規定する合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

また、公共建築物等を整備・施工する者は、その整備・施工する公共建築物等において地域材を利用するに当たっては、町民の安全と安心を確保する観点から森林認証をはじめ合法性や産地が証明された地域材で、乾燥や強度が明示されている J A S 製品の積極的な使用に努めるものとする。

(注) この推進方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

## 第 2 公共建築物等における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

### 1 地域材の利用を促進すべき公共建築物等

#### (1) 公共建築物

法に基づき地域材の利用を促進すべき公共建築物は、具体的には、以下のよう  
な建築物が含まれる。

#### ア 町が整備する公共建築物

広く町民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、町の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、町職員住宅等が含まれる。

#### イ 町以外の者が整備する（1）に準ずる建築物

町以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事

業が、広く町民に利用され、町民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館等）、公共交通機関の旅客施設の建築物が含まれる。

## **（２）公共土木工事**

地域材の利用を促進すべき公共土木工事は、町が所管する公共土木工事全般とする。

## **２ 公共建築物等における地域材の利用の促進のための施策の具体的方向**

公共建築物等における地域材の利用に当たっては、建築材料、土木用資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての利用も併せ、以下により促進するものとする。

### **（１）建築材料としての地域材の利用の促進**

公共建築物における地域材の利用に当たっては、特に第２の４の（１）の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

また、公共建築物における地域材の需要の拡大のため、CLTや木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に努めるものとする。

さらに、第２の１の（１）のア及びイに記載する以外の建築物であって、国庫補助事業等により整備される建築物は、国や地方公共団体の政策を進めるための建築物であることから、これらについても地域材の利用に努めるものとする。

### **（２）建築材料以外の木製品導入の促進**

公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品については、地域材をその原材料として使用したもの（以下「地域材製品」という。）の利用に努めるものとする。

### **（３）土木用資材等における地域材の利用の促進**

公共土木工事における土木用資材及び公共施設の公共施設の工作物等での地域材の利用を推進するとともに、周辺環境との調和などを考慮する必要がある場所では地域材製品の利用に努めるものとする。

#### (4) 木質バイオマスの利用の促進

木質バイオマス（注）を燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

#### (5) 地域材利用に係る環境等への貢献度についての普及

町は、公共建築物での地域材の利用が森林の適正な整備や地球温暖化の防止に及ぼす効果や利用者の心理面、情緒面及び健康面に及ぼす効果の普及に努めるものとする。

（注）「木質バイオマス」とは、樹木（幹、枝、葉、樹皮及び根）や草本、植物成分から作った燃料をいう。

### 3 町の取組

公共建築物での地域材の利用に当たり、町は道と連携して自ら整備・施工する公共建築物での地域材の利用に努めるとともに、地域の実状に即した独自の施策の充実や、地域材の利用に関する住民への情報提供など、国及び道が実施する施策と併せ効果的な施策の推進に努めるものとする。

### 4 積極的に地域材の利用を促進する公共建築物等の範囲

#### (1) 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、法令等で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

また、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討するとともに、法令等に基づき耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、関係法令の改正や近年進展の見られる木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木質耐火部材の活用等により木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

なお、平成27年6月に建築基準法の一部を改正する法律が施行されたことにより、3階建ての木造の学校や延べ面積3,000平方メートルを超える木造建築物等について、一定の防火措置を行うことで準耐火構造等での建築が可能となったことから、これらの建築物についても積極的に木造化を促進するものとする。

さらに、平成28年3月及び4月には、CLTに関する建築基準法に基づく告示（強度、一般的な設計方法等）が公布・施行されたことを踏まえ、CLTパネ

ル工法の採用や部分的なCLTの活用により、木材の利用の促進の契機となることが期待される公共建築物についても、木造化を促進するものとする。

ただし、災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

## **(2) 積極的に地域材の利用を促進する公共土木工事の範囲**

公共土木工事の実施において、特に、地域材の利用が相当量見込めるものや他の工種・工法への波及が期待できるものについては、積極的に地域材の利用を促進するものとする。

### **第3 町が整備・施工する公共建築物等における地域材の利用の基準**

#### **1 公共建築物における木造化・木質化の基準**

##### **(1) 木造化の推進**

町は、その整備する公共建築物のうち、第2の4の(1)の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、可能な限り木造化を図るものとし、その場合の基準は別表1によるが、防災・保安上の理由等から木造化が困難な場合は除く。

なお、建築基準法等における規制等が見直された場合は、この基準における基準値等についても見直すものとする。

##### **(2) 木質化の推進**

町は、その整備する公共建築物について、中高層・低層にかかわらず、内装等の木質化が適切と判断される部分の木質化を図るものとし、その場合の基準は別表2によるが、関係法令等で制限がある場合はこの限りではない。

なお、内装等の木質化に当たっては、地域材を原材料とする製品の使用に努めるものとするが、原材料の確保が難しいなど、地域材を原材料とする製品の入手が困難な場合はこの限りでない。

#### **2 公共建築物における地域材製品等の利用の基準**

##### **(1) 木質家具等の導入の推進**

町が公共建築物において使用する家具等については、積極的に地域材製品の導入を推進するものとする。

##### **(2) 木質バイオマスの利用の推進**

町が公共建築物において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイ

オマスを燃料とするものの導入を推進するものとする。

#### **第4 公共建築物等の整備・施工の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項**

##### **1 地域材の安定的な供給の確保**

公共建築物等に利用する地域材の円滑な供給を確保するため、森林所有者や素材生産業者、木材製造業者その他の地域材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、高性能林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、地域材の需給に関する情報の共有及び地域材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、公共建築物等の整備・施工における地域材の利用の動向やニーズに応じた地域材の適切な供給のための地域材の製造の高度化及び流通の合理化、CLT等の新たな木質部材の低コスト化、合法性等が証明された地域材の供給体制の整備等に取り組むものとする。

また、町は、これら地域材の供給に携わる関係者の取組を促進するとともに、法第10条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度の推進を図るものとする。

##### **2 公共建築物等の整備・施工の用に供する地域材の生産に関する技術の開発等**

木材製造業者等は、強度や耐火性・耐久性に優れる等の品質・性能の高い木質部材や土木用資材の生産及び供給や地域材を利用した建築工法等に関する研究及び技術の開発に積極的に取り組むものとする。

また、町は、道や試験研究機関と連携し、地域材の利用の促進に関する研究及び技術の開発・普及の促進を図るとともに、地域材の加工技術者等の人材育成に必要な施策を推進するものとする。

#### **第5 民間建築物等での地域材の利用の促進**

町は、公共建築物等での地域材の率先的な利用により、その取組状況や効果等について情報発信を行い、民間建築物や工作物等での地域材の利用を促進するものとする。

##### **1 民間建築物における地域材の利用の促進**

民間建築物に地域材を利用することは、木造の居住環境面での優位性に加え、環境・経済両面に貢献するものであることから、民間建築物における地域材の利用を促進するものとする。

##### **2 農畜産分野での地域材の利用の促進**

農業は、本町の基幹産業であり、民間事業者や個人が整備する施設等も多いこ

とから、畜舎や鳥獣被害防止柵などの農業用施設において、低コスト化や地域材利用の優位性の発信などにより、関係者の理解の醸成を図り、地域材の利用を促進するものとする。

### 3 木質バイオマスの利用の促進

町は、公共建築物等における木質バイオマスの利用に努めるとともに、町民への利用の意義の普及啓発や加工・利用施設の整備への支援、新たな利用技術等の研究開発、利用に係る情報提供等の施策の推進に努め、木質ペレットなど木質バイオマスの製品及びエネルギー利用の拡大を促進するものとする。

## 第6 その他必要事項

### 1 公共建築物等の整備・施工において考慮すべき事項

公共建築物等の整備・施工において地域材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用する等の設計上の工夫や効率的な調達等によって、整備・施工コスト及び維持管理コストの低減に努めるほか、地域材の利用に関する利用者のニーズや付加価値等を十分考慮したうえで、整備・施工コスト及び維持管理コストを総合的に判断し、地域材の利用に努めるものとする。

また、木造の建築物の整備や公共土木工事の実施の検討に当たっては、木造の建築物や木製の土木用資材は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った場合は、長期にわたり利用が可能であることも考慮する必要がある。

### 2 地域材の利用拡大に向けた推進体制等

#### (1) 地域材の利用の推進体制

町は、地域材の利用の促進を効果的に図っていくため、庁内の関係部署間で連携を図り、必要な情報交換を行うなど推進体制を構築し、地域材の利用の取組を推進するものとする。

#### (2) 地域材の利用状況に関する調査

町における地域材の利用状況を調査するとともに、地域材の利用の促進に向けた課題を分析し、地域材の利用の効果的な促進に努めるものとする。

## 第7 適用

- 1 この方針は、平成30年8月1日より適用する。